

一般社団法人 琉球フィルハーモニック

定 款

2024年9月17日登記

一般社団法人 琉球フィルハーモニック 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人琉球フィルハーモニックと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、交響管弦楽の演奏等により、音楽芸術の普及及び向上を図り、文化芸術の振興発展、国際交流に寄与すること、また地域社会への貢献を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 琉球フィルハーモニックオーケストラ及び、那覇ジュニアオーケストラの編成、維持、管理、運営に関する事業
- (2) 交響管弦楽等の演奏、公演、研究に関する事業
- (3) 青少年、愛好者等の音楽鑑賞及び演奏等に関する指導、研修、音楽芸術の普及啓発の事業
- (4) 交響管弦楽、音楽芸術の演奏活動を通じた国際交流事業、国際支援事業
- (5) 交響管弦楽、音楽芸術等に関する演奏会、公演会、研修会、その他各種イベントの企画、開催、音楽芸術活動に関する人材の育成、支援、助成事業
- (6) 音楽芸術に関する各種の書籍、出版物、著作物、啓発用品等の制作、販売
- (7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所）の経営、保育所等訪問支援事業の経営、障害児相談支援事業の経営
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく一般相談支援事業の経営、特定相談支援事業の経営
- (9) その他前各号の目的事業に附帯、関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員 交響管弦楽等の音楽芸術を愛好し、当法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会し、賛助する個人及び団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(会員資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式により入会申込手続を経て、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、当法人の最高議決機関とする。

2 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときや、代表理事が必要と判断した場合は、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長が決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第21条 代表理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数(議決権の行使を書面により委任した者がいる場合は、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要及び議決の結果

2 議長及び出席した理事2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうちから1名を代表理事とし、代表理事以外の理事の中から副代表理事と専務理事を各1名ずつ置くことが出来る。
- 3 前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会において正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。
- 2 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。
- 5 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、次の各号の一つに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

2 当法人の事務を処理するための事務局職員及び当法人の演奏に従事するための楽団員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(顧問、相談役)

第30条 当法人に、若干名の顧問及び、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、社員総会の決議によって任じる。

3 顧問、相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問、相談役の職務)

第31条 顧問、相談役は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第33条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うが、法人法第112条の規定にかかわらず、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、職務執行の状況その他事情を勘案して特に必要と認めるときは法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 前項の責任は、「社員全員の同意」で免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から（翌年）7月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに担当理事が作成し、理事の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第44条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入予算額をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半

数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本法人が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(剰余金の分配禁止)

第45条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する時に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補則

第49条 当法人の主たる事務所を沖縄県那覇市田原一丁目12番地6に置くものとする。

(事務局)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。